平成２３年（フ）第２６２６号
福岡市西区城の原団地23番303号
債務者　鎌形るり子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６８８号
福岡県糟屋郡志免町志免中央３丁目２番22―403号
債務者　坂本美由紀
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２８号
鹿児島県出水市高尾野町江内6720番地４
債務者　溝口　利江
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
鹿児島県阿久根市西目1275番地、前住所香川県高松市由良町637番地２
債務者　山下　照代
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１１６０号
仙台市青葉区霊屋下７番８号
債務者　早川百合子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６７号
秋田県大仙市幸町２番19―６号
債務者　打川栄美子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第２１０２号
京都府向日市森本町前田４番地の１　ＮＫビル601号室
債務者　佐藤　仁美
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８６号
京都市中京区富小路通三条上る福長町107番地２　グランドール滝川301号
債務者　赤倉　有一
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１０号
京都市右京区龍安寺衣笠下町19番地　ボアイサンボウ11号室
債務者　姫井　孝治
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１３号
京都府八幡市八幡長田23番地の10
債務者　村上佳津子（旧姓嶋田）
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９７号
京都市右京区花園鷹司町１番地　10棟401号
債務者　長谷川希世子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０４号
京都市山科区椥辻西浦町41番地85　椥辻団地Ｂ401
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７０号
京都市南区西九条東島町12番地　入江荘407号
債務者　服部　眞一
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７０６号
京都市伏見区醍醐御霊ケ下町18番地の６
債務者　田中ツル子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７０７号
京都市上京区六軒町通下長者町下る利生町294番地
債務者　渡邉　久枝
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４４号
京都市山科区御陵鴨戸町18番地14　鴨戸ハイツ１階Ｃ号
債務者　阿部　達也
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６４号
兵庫県加古郡稲美町印南1058番地の219
債務者　丸尾美由紀
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４２６号
兵庫県姫路市豊富町豊富3720番地
債務者　山岡　五郎
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部